

令和2年4月21日

組合員各位

新型コロナウイルス感染拡大防止への学習塾の対応について 第17報資料

全国学習塾協同組合 理事長 森 貞孝

1. 世界の感染者・死者数(日本時間4月19日午前0時)上位25か国 人口単位1万人

国名	感染者数	人口	1万人当り	国名	感染者数	人口	1万人当り
アメリカ	706830	32906	21.48	オランダ	31766	1709	18.59
(死者数)	37086		1.13	(死者数)	3601		2.11
スペイン	191726	4673	41.03	スイス	27404	859	31.90
(死者数)	20043		4.29	(死者数)	1344		1.56
イタリア	172434	6055	28.48	ポルトガル	19685	1022	19.26
(死者数)	22745		3.76	(死者数)	687		0.67
ドイツ	141968	8351	17.00	インド	14792	136641	0.11
(死者数)	4377		0.52	(死者数)	488		0.01
イギリス	115299	6753	17.07	オーストリア	14671	895	16.39
(死者数)	15464		2.29	(死者数)	443		0.49
フランス	109252	6512	16.77	スウェーデン	13822	1003	13.78
(死者数)	18681		2.87	(死者数)	1511		1.51
中国	82718	144186	0.57	イスラエル	13107	888	14.76
(死者数)	4632		0.03	(死者数)	158		0.18
イラン	80868	8291	9.75	韓国	10653	5122	2.08
(死者数)	5031		0.61	(死者数)	232		0.05
トルコ	78546	8342	9.42	日本	10433	12686	0.82
(死者数)	1769		0.21	(死者数)	224		0.02
ベルギー	37183	1153	32.24	オーストラリア	6547	2520	2.60
(死者数)	5453		4.73	(死者数)	67		0.03
ロシア	36793	14587	2.52	インドネシア	6248	27062	0.23
(死者数)	313		0.02	(死者数)	535		0.02
ブラジル	34221	21104	1.62	フィリピン	6087	10811	0.56
(死者数)	2171		0.10	(死者数)	397		0.04
カナダ	32757	3741	8.76	世界	2273000		
(死者数)	1356		0.36	(死者数)	156000		

2. 日本の感染者4月19日 人口単位千人

	感染者数	人口	1万人当り		感染者数	人口	1万人当り
北海道	434	5286	0.82	大阪	1212	8813	1.37
青森	22	1263	0.18	兵庫	513	5484	0.94
岩手	0	1241	0	京都	251	2591	0.97
宮城	83	2316	0.34	滋賀	71	1412	0.51

秋田	16	981	0.16	奈良	62	1339	0.46
山形	61	1090	0.56	和歌山	46	935	0.49
福島	62	1864	0.34	鳥取	3	560	0.05
茨城	139	2877	0.48	島根	16	680	0.24
群馬	122	1952	0.63	岡山	19	1898	0.10
栃木	46	1946	0.24	広島	132	2817	0.47
東京	3095	13822	2.24	山口	30	1370	0.22
神奈川	784	9177	0.86	徳島	3	736	0.04
埼玉	642	7330	0.88	香川	25	962	0.26
千葉	661	6255	1.06	愛媛	45	1352	0.33
山梨	49	817	0.59	高知	68	706	0.96
新潟	56	2246	0.25	福岡	516	5107	1.01
長野	52	2063	0.25	佐賀	17	819	0.21
富山	92	1050	0.88	長崎	17	1341	0.13
石川	178	1143	1.56	大分	54	1144	0.47
福井	112	774	1.47	宮崎	17	1081	0.15
愛知	401	7537	0.54	熊本	39	1757	0.22
岐阜	139	1997	0.70	鹿児島	8	1614	0.05
静岡	52	3659	0.14	沖縄	110	1448	0.76
三重	36	1791	0.20				

3. 東京都感染者数 4月17日 人口単位千人

	感染者数	人口	1万人当り		感染者数	人口	1万人当り
千代田	19	64	2.96	武蔵野	12	146	0.82
中央	58	163	3.56	三鷹	20	187	1.07
港	197	258	7.64	青梅	3	133	0.23
新宿	219	346	6.32	府中	27	259	1.04
文京	39	223	1.75	昭島	3	113	0.27
台東	53	200	2.65	調布	23	235	0.98
墨田	48	272	1.76	町田	28	428	0.65
江東	65	519	1.25	小金井	9	121	0.74
品川	123	396	3.11	小平	9	193	0.46
目黒	92	280	3.28	日野	13	185	0.70
大田	79	732	1.08	東村山	4	150	0.27
世田谷	250	912	2.74	国分寺	6	124	0.48
渋谷	105	228	4.61	国立	4	75	0.53
中野	82	332	2.47	福生	0	57	0
杉並	127	571	2.22	狛江	9	82	1.10
豊島	79	289	2.73	東大和	5	85	0.59
北	35	352	0.99	清瀬	9	74	1.22
荒川	13	216	0.60	東久留米	11	116	0.95

板橋	57	568	1.00	武蔵村山	1	72	0.14
練馬	90	734	1.23	多摩	16	148	1.08
足立	65	689	0.94	稲城	6	90	0.67
葛飾	64	463	1.38	羽村	5	55	0.91
江戸川	70	697	1.00	あきる野	2	80	0.25
八王子	23	561	0.41	西東京	18	203	0.89
立川	13	183	0.71				

4. 休業要請(学習塾に対して)

都道府県	内 容	都道府県	内 容
北海道	検討中 補償未定	大阪	100 m ² 以下除外 100万円
青森	しない	兵庫	*東京 100万円
岩手	しない	京都	基本的に休業 20万円
宮城	検討中 密集度で	滋賀	検討中
秋田	しない	奈良	言及なし
山形	言及なし	和歌山	しない
福島	言及なし	鳥取	しない
茨城	言及なし	島根	しない
群馬	*東京 補償内容は検討	岡山	しない 効果を見極めて判断
栃木	言及なし	広島	7都府県を参考に 支援検討
東京	下欄参照	山口	言及なし
神奈川	*東京	徳島	しない
埼玉	1000 m ² 以上 30万円	香川	効果を見ながら検討
千葉	1000 m ² 以上 上限50万円	愛媛	しない
山梨	1000 m ² 以上 協力金明言避ける	高知	今後検討
新潟	検討中	福岡	1000 m ² 以上 上限50万円
長野	検討中	佐賀	言及なし
富山	23日にも協力要請?	長崎	しない
石川	1000 m ² 以上 50万円	大分	しない
福井	しない	宮崎	しない
愛知	1000 m ² 以上 50万円	熊本	しない
岐阜	規模言及無く休業要請 50万円	鹿児島	しない
静岡	周辺7市町村と協議	沖縄	明言せず 10万円検討
三重	一定の床面積以上 50万円		

備考1 東京 1000 m²以上休業要請 1000 m²以下協力要請 100 m²以下感染防止対策の上営業
補償1 事業所 50万円、複数事業所 100万円

2 しない→休業要請しない

3 言及なし→対象業種の中に学習塾なし

4*東京→東京に準ずる 協力金の額は別

5 大阪は 100 m²以下休業対象からは除外

5. 新型コロナウイルスに関する公的支援(4月20日現在)

これは全国学習塾協同組合がまとめたもので、若干内容に差異がある場合がありますので、実際にそれぞれの申請窓口でご確認ください。なお、学習塾関係者にはほとんど縁がないものについては、記載していません。

全般的なもの

1. 確定申告期間の延長

確定申告は本年3月16日までの期限でしたが、期間中に新型コロナウイルスへの感染防止の自粛期間が重なり、4月16日まで申告期限が延長されました。

2. 確定申告期間の再延長

その後感染が拡大し始めたため、申請が困難な人には再延長され、期限を切らずに柔軟に対応することになりました。税務署職員への申し出や、申請書の余白に延長申請と書くことで受け付けられます。

3. 法人税・消費税の支払期限の猶予、延滞税免除

確定申告の法人税・消費税の納付期限が3月16日だったものが、4月16日に延長され、さらに新型コロナウイルスの影響で納付が困難な場合には1年間支払期限の猶予が認められ、その場合の延滞税はかからないとの報道がありました。詳細は税理士・税務署に問い合わせのこと。

4. 電話料金支払いの延長

NTT・KDDI・ソフトバンクの通信大手3社は2月末以降の支払いとなっている携帯電話、固定電話の料金は5月末まで支払いを延長しています。

5. 電気・ガス料金1か月支払い延長

大手電力会社と大手ガス会社は料金の支払い期限を1か月延長する対応をしています。

6. 水道・下水道料金の支払い

各自治体で対応が異なります。東京都・横浜市では最長4か月支払いを延長できます。

7. NHK受信料の支払い

期日までに支払いが難しい場合は相談してくださいとのこと。

8. 固定資産税・年金・健康保険料などの納税

収入が大きく減った個人事業主は固定資産税などの地方税の徴収が1年間猶予されます。収入が前年同期比20%以上減少した場合などの条件があります。認められれば年金・健康保険料なども支払いが猶予されます。

9. 固定資産税の減免

売上げの減少が続く個人事業主は、設備や建物にかかる固定資産税や都市計画税が来年度の1年分に限って減免されます。今年2~10月までのうち、3か月間の売上高の減少幅が前年同期比30~50%未満の場合は半額、50%以上減少している場合は全額がそれぞれ免除されます。

企業対象のもの

1. セーフティネット5号

今回新型コロナウイルスによる経営の悪化を支援するためにセーフティネット5号という制度が新設されました。これは信用保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受ける際に、従来のものとは別枠で、90%信用保証協会の保証が受けられるもの。少額でも可能。初めに地元の市町村役場に行って書類をもらい証明してもらう必要があります。今回セーフティネット5号の対象業種に「学習塾」を入れていただきました。是非活用してください。

2. 一般金融機関から無利子・無担保の借入

日本政策金融公庫や商工中金など一般金融機関からも無担保・無利子の借入れが出来ることになりました。全国学習塾協同組合の組合員は商工中金からの借入を是非お勧めします。商工中金はもともと協同組合のための金融機関で、協同組合が出資して政府が資金を出して運営しているものです。

中小企業金融・給付金相談窓口 03-3501-1544 日本政策金融公庫平日 0120-154-505 土日祝 0120-112-476

3. 休業協力金

東京都や神奈川県など緊急事態宣言を行い、業種を指定して休業勧告をした場合に協力した企業に対

して支払われるものです。東京都は1店舗のみの場合は最大50万円、複数店舗の場合は最大100万円を支払います。県によって支払額が異なる場合があります。現在のところ緊急事態宣言のなかで、「特定警戒都道府県」で休業要請をするところは協力を決定・検討しているところが多くあります。また条件が業種によって異なったり、前年売り上げ実績によって金額が異なる場合もあります。東京都では、学習塾の場合100㎡以下の企業に対しても休業補償は同様に支払われるとのこと。また、オンライン指導を行う場合、休業ではありませんので、収入がないわけではないので対象にはなりません。

4. 持続化給付金

法人の中小企業や、小規模事業者が最大200万円の給付金を受け取ることが出来ます。今年1月から12月までの間に昨年比1/2以上売り上げが減少していることが条件です。支給額は売り上げの減少に応じた算出方法で決まります。なお、個人事業主の上限は100万円です。問合せ先電話番号0570-783183

5. IT導入補助金

本年度3年目のIT導入補助金制度です。本年の大きな変更点は、オンライン学習などで使用するパソコンなどの機器のレンタル料についても対象になることになりました。IT導入補助金は、学習塾の利用が非常に少ないので、ぜひ利用してほしいとのこと。なお補助額は2/3に引き上げられました。補助金額は30万円から450万円までです。

6. 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金も例年通り募集されます。本年は小規模事業者がコロナウィルスの影響で業績の悪化が強く懸念されるため、それを踏まえての募集になります。小規模事業者とは正社員がサービス業の場合5人以下であれば該当し、正社員0でパート社員だけでも大丈夫です。新しい企画を考えてそれにかかる費用の2/3まで、50万円までの補助金を受けられます。今までに当組合員はかなり多くの方が申請して補助金を受け取っています。全体では10%前後の確率ですが、当組合の場合85%以上の方が受けておられます。

7. 雇用調整助成金

コロナウィルスにより企業業績が悪化し、社員の働く場がなくなったなどの場合、解雇をせずに働く仕事量が戻ってくるまでの期間、あるいは企業が自粛して休業している期間、社員を解雇せずにいた場合に支払額の1/2を助成します。今回のコロナ対策として中小企業は支払額の90%までを助成します。今回は手続きを簡素化し、申請から1か月程度で支給されるとのことです。4月13日から受付が始まります。

個人・社員・家庭対象のもの

1. コロナウィルスの影響で所得が大幅に落ち込んだ家庭に最大30万円の給付

(生活支援臨時給付金)この制度はなくなりました。

対象 2月~6月の間のいずれかの月に世帯主の月収が感染の始まる前の月と比べて減少した世帯。当初は1/2以上減少し、かつ非課税世帯以下の年収になった者というような条件がありましたが、非課税世帯の基準が県によってバラバラであったため、全国一律の基準が作られました。

- ・単身世帯は、月収が10万円以下に減少するか、月収が50%以上減少し、20万円以下となった場合。
- ・2人世帯は、月収が15万円以下に減少するか、月収が50%以上減少し、30万円以下となった場合。
- ・3人世帯は、月収が20万円以下に減少するか、月収が50%以上減少し、40万円以下となった場合。
- ・4人世帯は、月収が25万円以下に減少するか、月収が50%以上減少し、50万円以下となった場合。

収入の減少がコロナウィルスの影響である証明が必要のようです。給付を受けるには、収入の状況を証明する書類を市区町村に提出することが必要ですが、窓口での感染を防ぐため、郵送かオンラインでの申請を基本とするということです。

専用コールセンター03-5638-5855

2. 全国一律に10万円の給付

所得制限なく、全国一律に10万円の給付が、生活支援臨時給付金に変わって決定しました。補正予算が成立後速やかに支給予定で、5月中の支給開始を目指しています。郵送かオンラインでの申請を基本とするということです。

3. 傷病手当金

コロナウィルスに感染して、4日間以上仕事を休み、その間の収入が無くなったり、十分な収入が得

られなくなったりした場合、公的医療保険から受け取れる手当です。新型コロナウイルスの感染拡大を受けた措置として、医療機関を受診できず医師の意見書がない場合でも療養のために働けなかったことを証明する事業主の書類があれば支給の対象となります。ただし濃厚接触者や感染者が出たため休業した場合は対象になりません。申請は勤務先が行います。

4. 生活福祉資金貸付制度

社会福祉協議会が申請窓口になるもので、生活保護を受ける前に、国が低い利息で当座の生活費を貸し付けるもので、休業などで一時的な資金が必要な人は最大 10 万円、学校の臨時休校などの影響を受けた場合は最大 20 万円を借りられます。失業などで生活の立て直しが必要な人は単身なら月に最大 15 万円、2 人以上の世帯なら月に最大 20 万円を原則 3 か月間、無利子で借りられます。

5. 学校等休業助成金

小学校などの臨時休校で、子供の面倒を見るために仕事を休まざるを得なくなった保護者が、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得した場合日額 8 3 3 0 円を上限に勤務先の会社を助成する厚労省の制度です。この制度は保護者が会社に申し出て、会社が申請書を出すことになっています。

学校等休業助成金・支援金相談コールセンター0120-60-3999

いずれの場合も新型コロナウイルスの影響によるものと証明できなければ、対象にならないケースが多く、注意が必要です。

また、批判や抗議が殺到して、金額や資格が変更になったり、コロナウイルスの感染拡大が続いて、期間が延長になったり変更されるケースがあります。給付金・助成金・補助金は返済する必要はありません。セーフティネット 5 号・借入金・貸付制度については返済する必要があります。これは 4 月 20 日現在のものです。